

## 令和7年度長官所長会同・議事概要

(6月11日、12日実施)

1 令和7年6月11日、12日の両日にわたり、最高裁判所において、全会員が参考する形で、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においても、昨年までと同様、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政の方策について、協議を行った。

まず、裁判手続のデジタル化を見据え、また、裁判官を含む裁判所職員の置かれた環境や働き方に関する意識の変化を踏まえ、裁判官が、事件処理において感じる負担を軽減し、最も効果的にその能力を発揮し、充実した司法サービスを提供するための方策について、継続的に取組が進められており、これらの取組についての効果や実効性を高めるための課題、あい路について意見交換が行われた。

民事訴訟の分野においては、民事訴訟のデジタル化フェーズ3を間近に控え、これを契機に核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指す取組が継続的に行われ、家事分野においては、父母の離婚後等の子の養育に関する民法等改正法の施行が1年以内に迫る中、各府において改正法施行に向けた準備、検討が進められており、刑事分野においては、裁判員裁判における公判前整理手続期間の長期化への対応や裁判員裁判非対象事件における核心を捉えた審理判断の在り方に関する議論などが進められてきている。

その中では、事件処理に有用な資料を裁判官間で共有し、部や府における（場合によっては府を超えた）裁判官同士の議論を通じて事件処理に関する知見を更に集積し、承継していく取組が重ねられており、それによって負担感軽減の効果を感じている裁判官が増えてきているという意見も多

く出された一方、育児などの家庭事情との両立に苦労している裁判官もいる中で、それらの知見を実際の事件処理において効果的・効率的に活用するためには、各部や各庁における実践的な意見交換を深めるなど、更なる工夫が必要であるとの意見もあった。また、デジタルツールを活用した情報共有が進み、利便性が向上しているものの、デジタル化の進展に伴い流通する情報量が増加しており、情報の整理など、情報へのアクセスの向上を図る必要があるといった意見も出された。

次に、裁判所を取り巻く社会環境の変化が著しい中で、裁判所全体でスピード感をもって様々な組織的課題に対応していくためには、裁判所の将来を担う世代を含む裁判官・職員がその活力を最大限発揮していくことが不可欠であることは共通認識となっており、そのためには組織内で円滑なコミュニケーションを図れていることが必要であるところ、このような組織内におけるコミュニケーションの実情や課題、あい路などについて意見交換された。

世代間ギャップやコロナ禍以降の意識の変化、過剰な遠慮等から、所属部が同じ裁判官同士であっても円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でない場合があるとの指摘や、職種をまたぐコミュニケーションの円滑化のために意識的に工夫を行う必要があるといった意見があった一方で、デジタルツールの活用により、現に、部や庁、世代等を超えた自由なコミュニケーションが図られるようになったとの意見も多く出された。所長を含む幹部職員と将来世代の裁判官・職員の間におけるコミュニケーションや、上級庁との間の情報流通などについても、デジタルツールも活用しつつ、直接のコミュニケーションを図る機会を設けるなど、継続的に取り組んでいく必要性が指摘された。

## 2 事務的協議

少子高齢化・人口減少、人口の都市部集中、共働き・共育て家庭の増加、デジタル化の進展等に伴い、裁判所を取り巻く社会環境や裁判官・職員の働き方に関する意識は顕著に変化しているところ、裁判所が、今後も持続的に、質の高い司法サービスを提供していくためには、適正・迅速な裁判の実現という司法の本質を維持しつつ、ワークライフバランスの実現など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくための取組を適時にかつ持続的に進めていく必要性が大きいことを確認した上で、このような組織的に対応すべき課題に対する取組を各庁及び裁判所全体で進めていくために所長や上級庁が果たすべき役割について意見交換が行われた。

その中では、組織的課題に関する検討状況について適時適切に情報提供をしながら各庁で継続的に意見交換をしていくことが重要であるとの意見や、そのような各庁における意見交換を実のあるものとするためにも、裁判官・職員が裁判所を取り巻く社会環境に対して関心を持つことが必要であるとの意見が出された。また、各庁における意見交換で出された意見については、上級庁から丁寧にフィードバックしていくことが必要であるとの意見も出された。

これらを踏まえ、所長においては、各庁における意見交換が、司法の本質を踏まえたものとなるよう配慮しながら、庁全体で組織的課題に対する関心や意識を高めていくことが必要であり、上級庁としても、このような所長の取組を支援していく必要があるとの認識が共有された。